

平成30年度さぬき市教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時	平成30年8月21日(火) 開 会 午後 2時26分 閉 会 午後 4時26分			
2 場 所	大川公民館講座室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子 眞部 万里子	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	中野 敏記	
		教育総務課長	間嶋 文一	
		学校教育課長	山下 隆則	
		生涯学習課長	細川 史朗	
		幼保連携推進室長	富田 克美	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎(会議録作成者)	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		平成30年度さぬき市教育委員会第4回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第31号	教育委員会所管職員の人事異動について	—	公開
日程第6	議案第17号	さぬき市教育委員会の事務の点検及び評価について	原案可決	公開
日程第7	協議第1号	さぬき市教育大綱の内容について	協議終結	公開
日程第8	議案第10号	平成31年度使用学校教科用図書の採択について	原案可決	非公開
日程第9	議案第11号	平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について(平成30年度さぬき市一般会計補正予算(第2号))	原案可決	非公開
日程第10	議案第12号	平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について(さぬき市体育館条例の一部改正)	原案可決	非公開

日程第 11	議案第 13 号	平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(工事請負契約の変更(平成 29 年度神前・石田統合小学校改修工事(建築)))	原案可決	非公開
	議案第 14 号	平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(工事請負契約の変更(平成 29 年度神前・石田統合小学校改修工事(機械設備)))	原案可決	非公開
	議案第 15 号	平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(工事請負契約の変更(平成 29 年度神前・石田統合小学校改修工事(電気設備)))	原案可決	非公開
日程第 12	議案第 16 号	平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(平成 29 年度さぬき市一般会計歳入歳出決算認定)	原案可決	非公開
日程第 13		その他	—	非公開
資料説明				
5 会議録署名委員	安藤 正倫、日向 和加子			
6 特記事項	開会に先立ち、さぬき市歴史民俗資料館の視察を行った。			
7 会議内容				
<b>開 会</b>				
教育総務課長	<p>それでは、ただ今から、平成 30 年度さぬき市教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、教育長から挨拶をお願いします。</p>			
教育長	(挨拶)			
教育長	<p>それでは、開会します。</p> <p>まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。</p>			
教育総務課長	本日、傍聴申請は、ありません。			
教育長	<p>ここで、議案第 11 号「平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(平成 30 年度さぬき市一般会計補正予算(第 2 号))」から議案第 16 号「平成 30 年さぬき市議会第 3 回定例会に提案する教育関係議案の意見について(平成 29 年度さぬき市一般会計歳入歳出決算認定)」までの 6 件は、さぬき市議会第 3 回定例会に提出する教育関係議案の意見に係る案件であり、現時点で、市議会への提出前の案件であることから、非公開とすべきと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 11 号から議案第 16 号までの 6 件の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p>			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 11 号から議案第 16 号までの 6 件の審議は、非公開で行います。			

	<p>また、議案第10号「平成31年度使用学校教科用図書採択について」は、継続審議案件であり、前回の会議において非公開審議とすることを決定しておりますので、本日の会議においても引き続き非公開で審議します。</p> <p>それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。</p> <p>この議事日程について、御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
<b>日程第1 会期の決定について</b>	
教育長	<p>日程第1「会期の決定について」に入ります。</p> <p>本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
<b>日程第2 会議録署名委員の指名について</b>	
教育長	<p>日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。</p> <p>さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に日向委員を指名します。よろしくお願いします。</p>
<b>日程第3 平成30年度さぬき市教育委員会第4回定例会会議録の承認について</b>	
教育長	日程第3「平成30年度さぬき市教育委員会第4回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	<p>ありませんか。</p> <p>御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
<b>日程第4 教育長の報告</b>	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げさせます。
教育部長	<p>報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (平成30年7月26日から平成30年8月20日までの間に締結した教育施設の整備等に係る契約について報告した。)</p> <p>報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。)</p>

	<p>報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。)</p> <p>報告事項4 その他 (請願・陳情・要望等の受理について報告した。)</p>
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	報告事項1にあるブロック塀の撤去についてですが、ここで撤去したブロック塀は、全て危険なものだったのですか。
教育部長	建築基準法で定められた基準に適合しないもの、例えば、控え支柱が無かったり、高さが基準を超えていたりしたものを撤去し、フェンスを設置するものです。
委員	長尾中学校の駐車場整備とありますが、どの辺りの場所でしょうか。
教育部長	旧の給食センターの前の所です。
委員	そこを駐車場にして、どのように使うのですか。
学校教育課長	フェンスと校舎の間で、元々その場所を花壇のように使っていたのですが、日当たりも悪く、現在は、遊休地のようになっていました。そこを新たに舗装し、駐車場を増やしました。
教育総務課長	舗装は砂利舗装であり、普段は教職員が使用します。アスファルト舗装をする予定はありません。
委員	7月31日の日中友好書道交流団派遣生徒市長表敬訪問とありますが、さぬき市から派遣されるのですか。
学校教育課長	さぬき南中学校の3年生で、読売新聞主催の競書会において特別賞を受賞したものが、読売新聞の派遣団15名の一員として参加することになり、市長を表敬訪問したということです。
委員	8月20日の大串半島活性化戦略案説明会というのは、どのような内容だったのでしょうか。
教育部長	<p>市の代表監査委員を務められていた中村氏が、今年の6月から大串半島活性化アドバイザーに就任されており、これまでの経過報告の会を開催されたものです。市議会議員向けの説明会であったのですが、職員も聴くようにということであったので、教育長と私も出席しました。</p> <p>これまで大串半島の活性化がうまくいっていない状況の中で、今後、大串半島をどのように活性化していくかということで、ワイナリーやテアトロンなど、施設の中で利用できるものは利用し、使えないものは廃止するという方向で、アドバイザーとしての意見などについての説明会でした。</p>
委員	報告事項2で長尾幼稚園の幼稚園生活補助員の採用がありましたが、この時期に、こういった経緯で採用することとなったのでしょうか。
幼保連携推進室長	これまで2年4か月勤めていた者が退職したため、その補充です。
委員	8月10日、サマーレビュー市長・副市長ヒアリングというのは、どのようなものなのでしょうか。
教育長	教育委員会の施策に関する長期的な展望について説明し、ヒアリングを受け

	るもので、来年度予算についてのヒアリングとは別のものです。
教育長	ほかにありませんか。 御質問等が無いようですので、次に移ります。
<b>日程第5 報告第31号 教育委員会所管職員の人事異動について</b>	
教育長	日程第5、報告第31号「教育委員会所管職員の人事異動について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	ございませんか。 それでは、本件は報告のみの案件ですので、次に移ります。
<b>日程第6 議案第17号 さぬき市教育委員会の事務の点検及び評価について</b>	
教育長	日程第6、議案第17号「さぬき市教育委員会の事務の点検及び評価について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明 ※資料1も併せて説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
委員	教育方針に「4 生命の尊重と健康の増進に努め、しなやかな心身を持つ人を育む。」というのがあり、現在協議中の教育大綱の中でも「しなやかな」という言葉が用いられていますが、評価委員の方からは何も意見がありません。これについては、教育委員会としては特に意見を求めなかったのですか。
教育長	特に質問もありませんでしたし、教育方針の中の「しなやかな」という言葉は、教育振興基本計画の前の段階から入っていましたので、このことについて御意見はありませんでした。
委員	質問の中に「かばんが重く、とっさの時の行動がとりにくいのではないか。」というのがあり、それに対して、とりあえずは見守っていくという回答であったのですが、やはり学校に任せるだけなのですか。
学校教育課長	重くなっている要因には、教科書だけでなくワークやノートなどもあるのですが、対応としては、こういう意見があるということを学校に伝えて、学校の方で改善してもらおうしかないと考えています。
委員	評価委員の方が心配されていたのは、災害が起きたときにとっさの行動がとりにくいのではないかということであったと思うのですが、災害が起きたときはこういう風にしなさいというような指導があってもいいのではないのでしょうか。
学校教育課長	そういった御意見については学校と協議する必要があると思いますが、どういふ災害が起きるかによって対応も変わってくると思います。例えば、地震であれば、重いけれどもかばんを頭に乗せることでクッション代わりにになるとか、交通事故であれば、重いかばんのために動きにくいとかということがあります。

	したがって、一概にこうしなさい、ああしなさいという指導がしにくい面があります。
委員	例えば、地震のときには、かばんの中を全部出して、ランドセルを災害頭巾の代わりにするということもできると思います。
教育長	この件についてはいろんな場合が想定されますので、学校等と協議していきたいと思います。
委員	災害時の対応のこともありますが、健康面も気になっています。中学校の肩に掛けるようなかばんは、腰痛などがあれば問題ではないかと思います。それと、かばんの質が悪く、もっとしっかりした、背負ったときに安定するような素材のものに替えられないかと思います。さぬき市は、子どもたちの健康のために学校の教材を全部持って帰らなくてもいいとか、しっかりしたかばんに替えますとかいうような動きはないのかなと、保護者としてはいつも思っています。
学校教育課長	学校でかばんの使い方を指導する部分もあると思いますが、いい物を使うとかばんの単価が上がってしまうという経済的な話が出てきますので、学校には校長会等で御意見をお伝えいたしますが、すぐに替わるかという点と難しいというのが現実だと思います。
委員	それは学校とPTAが決めるのですか。
学校教育課長	基本的には学校が決めることなのですが、お金が関係することなので、PTAの意見もお聞きします。
委員	学校に置いておいてもよいものと、毎日持って帰るものをある程度選択するという点も大事だと思います。
教育長	ほかにありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
<b>日程第7 協議第1号 さぬき市教育大綱の内容について</b>	
教育長	日程第7、協議第1号「さぬき市教育大綱の内容について」を議題とします。議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	教育大綱は市長が定めるものですので、教育委員会としては、案を市長にお示しするということとなります。委員の皆さんからいろいろ意見をいただいて、それをまとめ、さらに修正を加えました。まず、改正素案④の2ページ、教育理念の下の文章を改正素案⑤のように修正しました。また、最後のページの図のタイトルとして「多彩な「ひとづくり」」を加えました。また、最後の「適宜見直します。」の文章は改正素案④では最初にあったのですが、ここに移しました。 いろいろと御助言、御指導をいただきましたが、最終的には改正素案⑤でい

	<p>かがでしょうか。ほとんどは改正素案④と同じです。</p> <p>お読みいただいて、御意見等をいただければと思います。これは、定例会で決定するようなものではないのですが、市長に事前にこの案を示し、次の総合教育会議のときに市長から御報告をいただくという風にしたいと思っています。</p>
教育長	<p>御質問等は、ありませんか。</p> <p>それでは、改正素案⑤を教育委員会の案として決定します。</p>
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明をお願いします。
(1) さぬき市教育事務点検評価委員会の会議結果について	
教育総務課長	※議案第17号と併せて説明したので、省略
(2) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について説明した。
(3) 区域外就学等について	
学校教育課長	区域外就学等について説明した。
(4) さぬき市立学校結核対策委員会の会議結果について	
学校教育課長	さぬき市立学校結核対策委員会の会議結果について説明した。
(5) 平成30年度第1回さぬき市図書館協議会の会議結果について	
生涯学習課長	平成30年度第1回さぬき市図書館協議会の会議結果について説明した。
(6) 第17回さぬき市へんろ88ウォークについて	
生涯学習課長	第17回さぬき市へんろ88ウォークについて説明した。
教育長	それでは、非公開審議に移ります。
日程第8 議案第10号 平成31年度使用学校教科用図書の採択について	
教育長	<p>日程第8、議案第10号「平成31年度使用学校教科用図書の採択について」を議題とします。</p> <p>議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	<p>本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。</p> <p>小学校は、今まで使ってきて31年度だけ、1年間だけの使用ということになります。昨年度の資料を用いて選択したということになります。中学校の道</p>

	徳については、今から3年間使用するということになります。
教育長	御質問ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第11号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（平成30年度さぬき市一般会計補正予算（第2号））	
	・・・（非公開審議）・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第10 議案第12号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（さぬき市体育館条例の一部改正）	
日程第11 議案第13号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（工事請負契約の変更（平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（建築）））	
	議案第14号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（工事請負契約の変更（平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（機械設備）））
	議案第15号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（工事請負契約の変更（平成29年度神前・石田統合小学校改修工事（電気設備）））
	・・・（非公開審議）・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第12 議案第16号 平成30年さぬき市議会第3回定例会に提案する教育関係議案の意見について（平成29年度さぬき市一般会計歳入歳出決算認定）	
	・・・（非公開審議）・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第13 その他	
教育長	日程第13、その他の事項について、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	（その他の事項について説明）
教育長	では、非公開を解きます。
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	第6回：平成30年9月25日（火）午後1時30分開会で決定した。



教育長	ほかに何かありませんか。
学校教育課長	(全国人権・同和教育研究大会の参加依頼について説明)
8 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成30年度さぬき市教育委員会第5回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成30年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員